第四章

自治体による 流入抑制措置の実施実態 第四章 自治体による流入抑制措置の実施実態

4-1 はじめに

本章では、各自治体の流入抑制措置の実施実態をアンケート調査票による調査で把握し、 それらのデータを分析・比較している.

4-2 目的

自治体による流入抑制措置の実施実態を明確にする目的で行った.

4-3 調査方法

前章と同様に、本章でも条例等から抽出した共通項目の抽出・集計を行った結果から、 実施実態を知りたいと思った項目に関してアンケート調査票および追加アンケート調査票 により明確にした。実施実態の調査はアンケート調査の内容を受けて追加アンケート調査 を実施した。アンケート調査の方法は前章に記したものと同様であり、追加アンケート調 査については2010年10月25日に送付し、返信期限を2010年11月15日とした。

4-4 調査対象

アンケート調査で返信のあった 26 自治体, およびその中から追加アンケート調査で返信 のあった 7 自治体を対象とする.

4-5 アンケート内容

アンケート調査票の内容は表 4-1 に示す. なお表 4-1 に示すものはアンケート調査票の中から自治体の実施実態に関する項目だけを抜粋して記載している. また実施実態をより明確にするために行った追加アンケート調査の内容を表 4-2 に示す.

表 4-1: 実施実態に関するアンケート内容(全ての質問項目が n=26)

アンケート内容 回答方法		<u> 答方法</u>
協議等状況の公表について		
1 公表の有無	選択式	単数回答
2 公表の方法	選択式	複数回答
3 公表の際に記載する内容	選択式	複数回答
近年行われた事業者への指導について		
4 近年行われた指導の有無	選択式	単数回答
5 指導の内容	選択式	複数回答
近年行われた立入調査について		
6 立入調査の有無	選択式	単数回答
7 立入調査の頻度	選択式	複数回答
8 立入調査の理由	記述式	_
9 立入調査の内容	選択式	複数回答

表 4-2: 実施実態に関する追加アンケート内容

アンケート内容	回答	李方法	回答数
流入抑制措置導入について			
1 協議等の内容の決定方法	記述式	_	
2 導入時の専門家等からの意見聴取の有無	選択式	単数回答	n=7
3 人数と参加者の職種	記述式	_	
審査について			
4 審査を担当しているグループの構成人数	記述式	_	
5 協議等の審査に費やす期間について	記述式	_	n=7
6 審査している項目	選択式	複数回答	11-7
7 申請内容の裏付け方法	記述式	_	
環境保全協力金について			
8 環境保全協力金制度は県外産業廃棄物の流入量の増減に影響はあるか	選択式	単数回答	
9 協力金は効果的に使われているか	選択式	単数回答	n=3
10 未導入県が導入しない理由は何か	記述式	_	
届出制度について			
11 事前協議制度ではなく届出制度にしている理由	記述式	_	n=2
12 届出制度の自治体に県外産業廃棄物が集中するか否か	記述式		11-2
原則禁止について		•	•
13 条例の有無で県外産業廃棄物の集中は起きないのか	記述式		n=1
14 原則禁止の「原則」は守られているのか	記述式	_	11-1

4-6 結果および考察

4-6-1 制度導入までの自治体による活動

4-6-1-1 各自治体の導入までの活動

追加アンケート調査の対象とし、アンケート返信のあった 7 自治体の制度導入までの活動を明確にした. 自由記述回答の内容から制度導入までに行った活動を抽出・分類したものを表 4-3 に示す.

表 4-3:制度導入に向けた自治体の活動について(n=7)(記述式回答)

	回答自治体数	回答率(%)
事業者対象の説明会の開催	3	43
専門家等からの意見聴取	3	43
パブリックコメントの実施	2	29
要綱の条例化	2	29
先進県を訪問	1	14
担当職員による検討	1	14

最も多かった活動内容は、事業者を対象とした説明会の開催および専門家や学識経験者からの意見聴取であった。また前章でも述べたように、現行の条例等の施行以前に施行されていた自県の要綱等をもとに条例等の内容を作成している自治体もある。ほとんどの自治体では現行の条例等施行以前の要綱等の作成については資料がないということで、前要綱施行までさかのぼった導入前の活動については把握できなかった。

4-6-1-2 専門家等への意見聴取について

表 4-3 の通り, 各自治体で制度導入時には多くの自治体で専門家等からの意見聴取が行われている。そこで制度導入時における専門家等からの意見聴取について, その人数および職種についての調査を行った。制度導入時の専門家等からの意見聴取の有無を表 4-4 に, 人数および職種を表 4-5 に示す。

表 4-4:制度導入時の専門家等からの意見聴取の有無(n=7)

	回答自治体数	回答率(%)
有	4	57
無	3	43
合計	7	100

表 4-5: 意見聴取を行った専門家等の人数および職種(n=4)

自治体	人数	職種
A県	不明	製造業 建設業 産業廃棄物処理業 県商工会議所連合会
S県	17	大学関係者 市町村長会 工業試験場 建設省工事事務所 産廃協会 建設業協会 経営者協会 医師会
AA県	49	大学教授 市町村長 県議会議員 関係団体
M県	15	大学教授 市長会会長 県議会議員 各種団体

AA 県の意見聴取は産業廃棄物の有識者以外も含まれているため、実際には49人全員が産業廃棄物に関する有識者ではないが、残る3自治体の人数を見たところおおよそ15人~20人前後の専門家等からの意見聴取を行っていたことが分かる。職種については、大学教授や産業廃棄物関連の事業者等の産業廃棄物についての知識がある人、自治体の人、産業廃棄物とは直接は関係のない事業者の人の3つに分類することができ、関係する各方面の様々な職種の方からの意見聴取がされている。

4-6-2 流入抑制措置導入前後の搬入量の変化について

制度導入前後の県外産業廃棄物の搬入量の変化について明確にした。アンケート調査で返信のあった 26 自治体の回答を表 4-6 に示す。

表 4-6:制度導入前後の県外産業廃棄物搬入量の変化(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
変わらない	4	15
少なくなった	3	12
多くなった	2	8
不明	17	65
合計	26	100

流入抑制措置はその名の通り、県外からの産業廃棄物流入を抑制する目的で各自治他に 導入され始めたと筆者は当初予想していた. しかし前章 3-7-3-2 で示したように、各自治体 の条例等の制定目的は流入抑制よりも、搬入される県外産業廃棄物の概要を把握し、適正に処理するという意味合いが強い。したがって制度導入前後の県外産業廃棄物の搬入量が不明だという自治体が多いことを無視しても、減少したと回答した自治体が全体の 12%(制度導入前後における搬入量を把握している自治体だけで見ても約 30%)であることは、制度自体には問題ないと言える。

4-6-3 協議等の審査について

実際に自治体の協議等の審査にかかる手間などを把握する目的で調査票による調査を行った.

4-6-3-1 審査に携わる人数

各自治体で審査に携わる人数を明確にした. 結果を表 4-7 に示す. また事前協議制度(原則禁止含む)と届出制度では制度の仕組み自体に違いがあることを考慮し, 別に集計した. 類型ごとの平均人数を表 4-8 に示す.

		2017	. н н.	1)442 07 C3X(II—1)	
	自治体	類型	人数	補足	
	M県	届出制度	9	県内の9地域機関から各1名程度	
	AA県	届出制度	7	県外搬入に関する届出のみを扱う人員はO	
	AB県	事前協議制度	6	_	
	I県	事前協議制度	4	_	
	A県	事前協議制度	3	_	
	S県	事前協議制度	事前協議制度 2 — — — — — — — — — — — — — — — — — —		
工旧	中間処理	届出制度	0	中間処理目的の搬入審査は公益法人に委託	
T県	最終処分	事前協議制度	2	_	

表 4-7:審査に携わる人数(n=7)

表 4-8: 類型ごとの審査に携わる平均人数

	平均人数
事前協議制度 (原則禁止含む)	3.4
届出制度	8

表 4-7, 表 4-8 から把握できることとして、届出制度の審査は形式的なものであり、他の業務と兼ねて審査を行っているということだ. 平均人数については 8 人と、事前協議制度施行自治体の 3.4 人と比較しても 1 人当たりの作業量は少ないようだ. T 県に関しても中間処理目的の搬入は事前協議ではなく届出で済むことから、やはり届出制度の方が搬入に係る審査も易しいものとなっているようだ.

4-6-3-2 審査にかかる期間

協議等が事業者から自治体に提出されてから搬入許可が下りるまでの期間について明確にした.この項目についても事前協議制度(原則禁止含む)と届出制度に分けて集計した.事前協議制度については表 4-9 に,届出制度については表 4-10 に示す.なお T 県は中間処理目的の搬入が届出,最終処分目的の搬入が事前協議なので,中間処理目的の搬入を「T 県(中間)」,最終処分目的の搬入を「T 県(最終)」と示す.

表 4-9: 事前協議制度(原則禁止含む)の審査にかかる期間(n=5)

自治体	新規協議(日)	変更協議(日)
A県	7	7
S県	10	10
I県	14	10
T県(最終)	15	15
AB県	30	30
平均	15.2	14.4

表 4-10: 届出制度の審査にかかる期間(n=3)

自治体	審査にかかる期間	
AA県	10分	
T県(中間)	届出翌日から搬入可能	
M県	15日 指定特別管理産廃:20日	

事前協議制度を施行している自治体の審査にかかる日数は、最低で7日、最高では30日と各自治体によってかなりの開きがある。平均日数は新規協議が15.2日、変更協議が14.4日といずれも約2週間であった。届出制度については3自治体中、M県を除く2自治体が届出翌日からの搬入が可能だという結果であった。

4-6-3-3 審査する項目

実際に協議等の審査を行う際に審査する項目について明確にした.事業者からの協議等に対して自治体が審査する項目は各条例等で規定されている.しかし自治体によっては条例等に記載されている項目と,記載はされていなくても協議等の時に使用される協議書や届出書には記載されている項目などもあり,非常に不明確である.表 4-11 に実際に審査している項目を示す.

前章で集計した条例共通項目の協議等内容に関する項目から選択肢を設定したところ, こちらが選択した項目はほぼ100%の自治体が選択した。その他の項目を表4-12に示す。

各自治体で最も多く記載されている項目は、搬入経路の項目および委託に関する項目であった。審査項目については、おおむねすべての自治体においてあまり変わりはないと推測できる.

表 4-11:審查項目(n=7)

	回答自治体数	回答率(%)
排出事業者の名称・所在地	7	100
県外産廃の量	7	100
県外産廃の種類	6	86
県外産廃の性状	7	100
搬入期間	7	100
その他	6	86

表 4-12: その他の審査項目

自治体	審査内容
I県	搬入経路 等
A県	委託業者の産廃処理許可証の写し、処理委託書の写し、搬入ルートが確認できる地図
AB県	県外産廃搬入理由、産廃収集運搬許可証の写し
S県	排出工程, 搬入経路, 処理委託契約, 処理業者の許可, 処理業者の処分計画
AA県	_
M県	委託契約書
T県	廃棄物の処理基準・委託基準等の法基準との適合性

4-6-4 協議等の状況の公表について

協議等の公表の実態について明確にした.条例等の共通項目として「協議等の状況の公表」に関する記載があった自治体は34自治体中6自治体であった.協議等の状況による公表は、実際に何をどのように公表しているのかを明確にするため調査票による調査を行った.協議等の状況の公表の有無を表4-13、公表方法を表4-14、公表内容を4-15に示す.

表 4-13:協議等状況の公表の有無(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
有	5	19
無	21	81
合計	26	100

表 4-14:公表方法(n=5)(複数回答可)

	回答自治体数	回答率(%)
インターネット	3	60
環境補白書	1	20
県報	1	20
閲覧	1	20

表 4-15: 公表内容(n=5)(複数回答可)

	回答自治体数	回答率(%)
協議件数	2	40
搬入量	2	40
受入件数	1	20
環境保全協力金金額	1	20

協議等の状況の公表を実際に行っている自治体は 26 自治体中 5 自治体であった. これは 条例共通項目の結果とも一致している. しかし公表の方法および内容については自治体に よって様々である.

4-6-5 指導について

県外産業廃棄物の搬入に際して、自治体が事業者に対して行う指導について明確にした. 県外産業廃棄物の搬入に対する指導に関する条例等共通項目は 34 自治体中 26 の自治体で記載されており、条例等の施行段階では約76%の条例等で指導に関する規定がされていた. そこで実際には各自治体でどのくらいの件数、どのような内容の指導が行われているのかを明確にするため調査票による調査を行った.過去5年間の指導の有無を表 4-16 に示す.

表 4-16:過去5年間の指導の有無(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
有	15	58
無	9	35
不明	2	8
合計	26	100

約60%の自治体が過去5年間に実際に事業者に対して何らかの指導を行っていた.次に15自治体が事業者に指導を行った理由を表4-17に示す.また「その他」の項目を表4-18に示す.

表 4-17: 事業者への指導理由(n=15)(複数回答可)

	回答自治体数	回答率(%)
未事前協議等の事業者への指導	11	73
協議内容違反への指導	6	40
不適正処理の是正	5	33
その他	2	13

表 4-18: その他の指導理由(n=2)

その他 火災事故の報告後、原因究明及び改善指導 申請書類の補正及び取り下げ指導

過去5年間で事業者への指導を行ったことのある自治体の指導件数全体の約70%が未事前協議等の事業者への指導であった。また協議等を行わず搬入をしようとした事業者への指導を行ったことのある自治体が40%と、自治体による流入抑制措置の制度内容等の事業者への徹底が求められると考える。

4-6-6 立入調査等について

各自治体の立入調査の有無ついて明確にした. 立入調査等に関する条例共通項目は34自治体中14自治体において記載があり、アンケート調査票による調査では26自治体中13の自治体で条例等施行から現在までに実際に立入調査等を行っているという結果になった. 表4-19に条例施行から現在までの立入調査等の有無を示す.

表 4-19: 条例施行から現在までの立入調査等の有無(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
有	13	50
無	12	46
不明	1	4
合計	26	100

50%の自治体が条例施行から現在までに立入調査等を行っていた.次に立入調査等が定期的に行われているのか、また調査等を行う理由、調査内容などの実施実態について明確にした.表 4-20 に立入調査等の頻度、表 4-21 に調査内容、表 4-22 に調査理由を示す.

条例等施行から現在までに立入調査等を実施した13自治体中12自治体が問題発生時などの不定期に立入調査等を行っており、定期的に立入調査等を行う自治体は1自治体とごく少数であった。また調査内容については90%の自治体が県外産業廃棄物の排出工程等の検査であり、その時一緒に関係する資料の提出や意見聴取を行っていると推測する。

表 4-20:立入調査等の頻度(n=13)(複数回答可)

	回答自治体数	回答率(%)
問題発生時	9	69
不定期	7	54
半年に1回	1	8

表 4-21:立入調査等の内容(n=13)(複数回答)

	回答自治体数	回答率(%)
排出工程等の検査	12	92
資料提出	10	77
意見聴取	9	69
その他	2	15

本来ならば県外排出業者に対して、その産廃の排出過程等を明確に把握するため全ての 自治体が立入調査等を行うことが理想であると考えるが、排出事業者が県外の複数の自治 体に分散していることや、立入調査権の問題から全ての県外排出事業者に立入調査等を行 うことは難しいと推測する. したがって多くの自治体は問題発生時にのみ立入調査等を実 施しているということが考えられる.

表 4-22: 立入調査等の理由

自治体	調査理由
E県	・事故の報告を受け、原因調査や改善対策の指導のため立入した.
S県	・新規の協議があった場合, また問題となりそうな案件については, 適宜現 地調査を行っている.
H県	・不適正処理等の状況を把握し、対処するため.
O県	・排出工程等で不明な点がある場合 ・排出事業場の所在地が遠方である場合 ・未規制の有害物質が含まれている場合 ・搬入量が、処分業者の処理能力、処理実績等と比べて多量であると考えられる場合.
Y県	・搬入先である処分場等に定期的に立ち入り調査を行っている
A県	・同条例第8条第1項(県外産業廃棄物を搬入する事業者に対し,当該県外産業廃棄物の性状その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者の事業所若しくは事業場に立ち入り、当該産業廃棄物の排出状況等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる)に基づくもの.
AB県	・勧告を受けた処理事業者(県内)に対して立ち入り調査を実施
S県	・産廃の不適正な処理が疑われたため
TA県	・申請搬入量及び品目の妥当性を把握するため
W県	・事前協議を行わずに県外より産廃を搬入している事業者がいるという匿名 の通報があったため
TB県	・承認申請時の事前確認 ・通常の定期監視
N県	・搬入物の確認などのため

4-6-7 事例紹介

現在,流入抑制措置を導入している 34 自治体の中でも,22 の自治体が事前協議制度を制定している.では事前協議制度ではなく届出制度もしくは原則禁止としている自治体は,なぜ事前協議制度にしなかったのか.届出制度,原則禁止の形を選んだ自治体の考えを明確にした.また事前協議制度の中でも特筆すべき仕組みとして「環境保全協力金」が上げられる.環境保全協力金の仕組みは導入している自治体が少ないことから,その実態について調査票による調査で明確にした.

4-6-7-1 環境保全協力金について

環境保全協力金についての施行実態については前章で述べている.環境保全協力金の実施実態について,共同して導入した3自治体に調査票での調査を行って明確にした.環境保全協力金の金額設定が事業者からの立場から見ても適切かどうかの結果を表4-23に示す.

表 4-23:環境保全協力金の金額について(n=3)

	回答自治体数	回答率(%)
適切	2	67
不明	1	33
合計	3	100

「不明」と回答した自治体は、「事業者ではないので返答しかねる.」との回答であった. 概ね自治体は現在の環境保全協力金の金額設定が適切だと考えているようだ.金額設定に ついては前章でも述べたが、3 自治体とも再生利用目的の搬入に 50 円/t, 中間処理目的の搬入に 200 円/t, 最終処分目的の搬入に 500 円/t の課金をしている.

また環境保全協力金の制度が県外産業廃棄物の流入量に影響があるのか、また徴収した協力金は効果的に使われているかを明確にした。それぞれ結果を表 4-24、表 4-25 に示す。

表 4-24:協力金が県外産業廃棄物流入量へ与える影響について(n=3)

	回答自治体数	回答率(%)
影響がある	3	100
影響はない	0	0
合計	3	100

表 4-25:協力金の効果的な利用について(n=3)

	回答自治体数	回答率(%)
使われている	3	100
使われていない	0	0
合計	3	100

これらの結果から環境保全協力金の仕組みは県外産業廃棄物の流入抑制としても、財源の一部として活用するにも有効な仕組みであるといえる。しかしこの仕組みを導入している自治体はごく一部である。もし、導入していない自治体に「なぜ導入しないのか」という質問をしても、導入していない限りその理由は明確なものではないと推測される。よって環境保全協力金を導入している自治体側から見て、導入していない自治体の担当者の方に理由は何かということを挙げていただいた。結果を表 4-26 に示す。

表 4-26: 未導入自治体が導入しない理由(n=3)

自治体	各自治体の考える理由	
A県	・産業廃棄物最終処分場の残余容量が逼迫していない. ・県外産業廃棄物が搬入される頻度,量ともに少ないなど	
AB県	・税金ではなく協力金という扱いであるので、排出事業者の理解が得にくい. ・協力金の徴収事務に、人員を必要とする.	
I県	不明	

以上の結果は環境保全協力金の仕組みを導入している自治体でも少なからず感じている 問題点であると推測する。また環境保全協力金に関する今後の課題についても聞いたとこ ろ、当初想定していなかったケースに対応するため、協力金額等の細分化を図る必要があ る。といった意見も出た。今後はこういった問題を解決することで、より効率的な環境保 全協力金の仕組みを構築することができると考える。

4-6-7-2 届出制度について

追加アンケート調査票による調査で返信のあった 2 自治体から,事前協議制度ではなく 届出制度を施行している理由を把握した. 結果を表 4-27 示す.

表 4-27: 届出制度を施行している理由(n=2)

自治体	理由
AA県	県外からの流入量の把握及び流入抑制を目的にしていること.
M県	事前協議制度による搬入制限は、条例化に馴染まないため、なお、廃棄物処理法において産業廃棄物を自ら適正に処理しなければならないとする「排出事業者の処理責任の原則」が規定されているが、安易に処理を委託して不適正な処理に至ることが多く、県内の多量排出事業者に対しては、発生抑制、リサイクルの促進及び立入指導を行っている。しかし、県内に産業廃棄物を搬入する県外搬入事業者に対しては、県内で処理行為の確認ができないことには立入指導権が及ばないことから、県内に搬入する場合には事前届出の義務を課し、適切な指導を行うことにより生活環境の保全を図ることを目的として条例化している。

流入抑制措置は、県外排出事業者に対して様々な措置を講じていくものである. しかしそれは県外排出事業者にとっても自治体にとっても事務的・経済的負担となる制度であるという欠点がある. M 県が届出制度を導入している理由からも分かるように、県内に搬入される産業廃棄物については事前協議制度ではなく、より簡易な届出制度によってその種類等を把握し、むしろ県内で発生する産業廃棄物の処理についてしっかりとした指導を行うことが適正処理につながるのではないかとの考えがあった. 事業者への指導は県外にある排出事業者よりも県内にある排出事業者に対しての方が当然自治体にとってやりやすいという利点がある. 県内に搬入される産業廃棄物については事前協議制度よりも簡易な届出制度による把握を行い、県内の多量排出事業者に対して発生抑制の指導等を行い、県内での産業廃棄物処理を効率的に指導しているというのが届出制度を施行している自治体の考えであった.

4-6-7-3 原則禁止について

原則禁止を導入している自治体は和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県の7自治体である。四国および九州地方に偏っていることがわかる。特に九州地方(沖縄県を除く)は事前協議制度を施行している自治体が3自治体、原則禁止を施行している自治体が3自治体、制度未導入が1自治体と非常に様々である。しかし県外産業廃棄物の広域移動を考えると、事前協議、届出、原則禁止、制度未導入の自治体が存在することから、県外産業廃棄物がある自治体に集中してしまうのではないかと思われる。そこで追加アンケート調査票による調査の対象である S 県から九州の地域内における県外産業廃棄物の集中等を把握した。結果を表 4-28 に示す。

九州の地域内で唯一流入抑制措置を導入していない H 県は大都市圏に属するため、県外産業廃棄物を流出する側の自治体であるといえる.よって流入抑制措置制度が未導入であるからといって、県外産業廃棄物が集中する可能性は低い.

次に事前協議制度を施行している3自治体と原則禁止を施行している3自治体では、事前協議制度の自治体に集中する可能性が考えられる。そこで原則禁止の自治体がどの程度の基準を持って県外産業廃棄物の搬入を禁止しているのかを明確にした。調査票の結果より、九州内で移動する県外産業廃棄物に関しては、原則禁止の自治体でも搬入されているようだ。よって九州内での県外産業廃棄物の集中は事前協議制度と原則禁止の自治体間でも発生はしないと考えられる。

以上より,原則禁止の制度は,県外産業廃棄物の搬入を禁止する制度というよりは,搬入許可の基準がより厳しい事前協議制度として位置付けることができる.

質問	回答
県外産業廃棄物集中について	排出された産廃は、運送コストの関係から、基本的には排出場所に近い処理場に搬入される。しかしながら、大都市圏を抱える県は、経済の規模が大きく排出される産廃の量も多いことから、その全てを自県内で処理するのは難しい、このため、一般的に、産廃は大都市圏を擁する県からその隣県・他県へと流れる傾向がある。この流れに一定の制限をかけ、無秩序な流入を防ぐのが県外産廃原則禁止等の措置である。九州で制限を設けていないのは、大都市圏を抱えるH県のみであるが、これは産廃が県内へ流入するのではなく、県外へ流出するために、制限の必要がないからだと思われる。したがって、九州で唯一制限を設けていないH県へ産廃が集中するという問題等は発生しないと考えられる。
「やむを得ない」搬入について	S県においては、S県と同一の生活県域にあると認められる県外(主に九州内)の排出事業所等から排出される産廃であり、なおかつその周辺に適当な処理施設がない場合に「やむを得ない」と判断をして受け入れを行っている。したがって、関東や関西などの大都市圏からの受け入れの相談等には、「受け入れができない」と対応している。

表 4-28: 九州内における産業廃棄物の集中について(n=1)

4-7 まとめ

自治体による流入抑制措置の実施実態について,追加アンケート調査票による調査で明らかになった点のまとめを示す.

1) 条例等施行前には関係者や有識者との意見交換を積極的に行っている.

追加アンケート調査で返信のあった7自治体のうち,事業者を対象とした説明会の開催を行っている自治体が3つ,有識者への意見聴取を行っている自治体が4つ,パブリックコメントを実施した自治体が2つと積極的に条例等施行時に関係者との意見交換を行っていた.有識者等からの意見聴取に関しても,おおよそ15人前後からの意見聴取を行い,よりよい制度づくりのためへの動きがあったと推測される.

2) <u>自治体の審査に携わる人数は事前協議制度を施行している自治体の方が届出制度を</u>施行している自治体よりも少ない.

届出制度を施行している自治体には、県外産業廃棄物搬入に関する申請を専門に扱う人がおらず、他の業務と平行して行うため、事前協議制度を導入している自治体よりも審査に携わる人数が多くなっていると推測できる。事前協議制度を施行している自治体で審査に携わる人数の平均は3.4人であった。

3) 事前協議の審査には約2週間かかる.

事前協議制度(原則禁止含む)を施行している自治体の場合,審査にかかる期間は新規の事前協議及び内容変更協議ともに約15日であることが分かった.届出制度を施行している自治体では,M県を除く2自治体で翌日からの搬入が可能であった.このことからも事前協議制度に比べ届出制度が簡易な申請であると推測できる.

4) 協議等の状況が住民から見ると非常に不明瞭である.

住民に対して協議等の公表を行っている自治体は26自治体中わずか5自治体と非常に少ない結果となった。実際に公表している自治体では、最も多い公表方法として5自治体中3自治体がインターネット上での公表を行っており、公表内容は5自治体中2自治体が協議件数および搬入量を公表していると答えた。

5) 約70%の自治体で未協議事業者への指導が行われている.

過去5年間で事業者に対する指導を行ったと答えた自治体は26自治体中15自治体であった。またその指導内容については約70%の自治体が未事前協議事業者への指導であることが分かった。また40%の自治体が協議等内容の違反に関する指導を行っていることから、事業者への制度内容の告知の徹底が求められると推測する。

6) 事業者への立入調査を定期的に行っている自治体はわずかに1自治体のみであった. アンケート調査で返信のあった26自治体中13自治体で現在までに立入調査を行ったことがあるという回答を得た.しかし13自治体のうち,定期的に事業者への立入調査を行っている自治体は1自治体のみであり,他の自治体は主に問題発生時に立入調査を行っているようだ.これは全ての県外排出事業者への立入調査等は自治体のマンパワーの問題から実施できないのであると考えられる.

7) 環境保全協力金の課題は事業者の理解が得にくいことであった.

環境保全協力金という制度は導入されている自治体も少なく、アンケート調査で返信のあった自治体では3自治体でしか導入されていない。環境保全協力金の制度によって得た収入は、いずれの自治体でも産業廃棄物関連の予算に回され有効活用されているようだ。しかし環境保全協力金は税金ほどの強制力が無く、あくまでも協力金であるという立場であることから事業者からの理解が得にくいことが課題として挙げられている。また現在は県外産業廃棄物の搬入目的別(再生利用目的・中間処理目的・最終処分目的)に金額設定がされていることから、当初は想定していなかったケースに対応できないという。そこで搬入目的をより細分化し、それに応じた金額設定の見直しを行うことも今後の課題である。

8) より効果的な制度は届出制度である.

事前協議制度という流入抑制措置をとることで県外産業廃棄物の適正な処理が可能になるということは間違ってはいない.しかし本章での調査による結果から事前協議制度は自治体にとっても非常に事務的・金銭的負担であることが分かった.そこで県内に搬入される産業廃棄物については事前協議制度ではなく,より簡易な届出制度によってそ

の種類等を把握し、むしろ県内で発生する産業廃棄物の処理についてしっかりとした指導を行うことが適正処理につながるのではないかとの考えがあった。事業者への指導は県外にある排出事業者よりも県内にある排出事業者に対しての方が当然自治体にとってやりやすいという利点がある。県内に搬入される産業廃棄物については事前協議制度よりも簡易な届出制度による把握を行い、県内の多量排出事業者に対して発生抑制の指導等を行い、県内での産業廃棄物処理を効率的に指導しているというのが届出制度を施行している自治体の考えであった。

9) 原則禁止はより受入基準の厳しい事前協議制度であった.

アンケート調査の結果,原則禁止の自治体にも県外産業廃棄物は搬入されているということが分かった. ただし原則禁止の制度を施行している各自治体でそれぞれ事前協議制度を施行している自治体よりも搬入に関して厳しい基準を設定し受入を行っているようだ.